

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(平成7.5.29、14.4.1、22.7.15変更)

(平成7.5.1実施)

(目的)

第1条 この規則は、ETFに関する有価証券上場規程の特例（以下「ETF特例」という。）に基づき、当取引所が定める事項並びにETF特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義の取扱い)

第2条 削除

(令和4.4.4変更)

(上場契約書の様式)

第3条 ETF特例第4条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「ETF上場契約書」は、内国ETFにあつては別記第1号様式に、外国ETFにあつては別記第2号様式にそれぞれよるものとする。

(有価証券新規上場申請書の記載事項等)

第4条 ETF特例第6条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、上場ETFの変更上場に関する事項その他の事項をいう。

2 ETF特例第6条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は、内国ETFにあつては別記第3号様式に、外国ETFにあつては別記第4号様式にそれぞれよるものとする。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第5条 ETF特例第6条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類

- a 指標の構成銘柄の一覧表
- b 指標の算出要領
- c 新規上場申請日の3年前の日以後の指標の構成銘柄の変更状況を記載した書類
- d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場ETFに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。

(2) 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を記載した書類

(3) 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込みについて記載した書類

(4) 内国ETFにあつては、当取引所の市場における当該内国ETFの円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面

(5) 内国ETF及び外国ETF（外国投資証券に該当するものを除く。）にあつては、ETF特例第7条第1項第3号の規定（同条第2項第1号による場合を含む。）により管理会社が確約した書面

(6) 投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類

(7) 外国ETFにあつては、次のaからdまでに掲げる書類

- a 当該外国ETFの設定が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- b 「有価証券新規上場申請書」に記載された代表者が当該外国ETFの上場に関し、正当な権限を有す

る者であることを証する書類

- c ETF特例第12条の規定に基づき管理会社若しくは外国投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面
- d 当該外国ETFが設定された国の法令に基づき、当該外国ETFの設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

(新規上場申請に係る提出書類)

第6条 ETF特例第6条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは当該各号に定める書類をいう。

- (1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合
次のaからdまでに掲げる書類の写し

- a 有価証券届出書（ETF特例第7条第1項第2号jの(a)に規定する有価証券届出書をいう。）
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出目論見書及び届出仮目論見書

- (2) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合

- a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及びその添付書類
- b 半期報告書（訂正報告書を含む。）
その写し

- (3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合
当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」

2 前項第3号に掲げる場合における同号に定める書類の提出は、上場の時までに行えば足りるものとする。

3 ETF特例第6条第6項に規定する施行規則で定める体制とは、次の各号に掲げる体制をいい、同項に規定する報告書には、当該各号に掲げる体制の区分に従い、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) カウンター・パーティー等（組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）をいう。以下同じ。）の信用状況に関する管理体制

- a カウンター・パーティー等の選定基準
- b カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制
- c カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制

- (2) カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制
カウンター・パーティー等に関する情報の配信方法

（平成24.3.12追加、24.4.1、26.12.1、令和4.4.4変更）

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第7条 ETF特例第6条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 第5条第6号に掲げる書類

(2) 前条第1項第1号及び第2号に定める書類

(上場審査基準の取扱い)

第8条 ETF特例第7条第1項第2号f（同条第2項第1号による場合を含む。）に規定する新規上場申請銘柄に係る指標についての審査は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のイに定める事項についての審査は、次のa及びbに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 指標の算出主体等の恣意的な裁量により指標の値が変動する余地が乏しく、投資者にとって指標の算出方法の透明性が高いと認められること。

b 投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くと認められるものでないこと。

(2) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のロに定める事項についての審査は、構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウェイトに基づき、個々の構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(3) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のハに定める事項についての審査は、投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行う。

(4) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のニに定める事項についての審査は、次のa及びbに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていること。

b 指標が、算出後速やかに公表されること。

(5) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のホに定める事項についての審査は、指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることその他の観点から検討することにより行う。

(6) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のヘに定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(7) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のトに定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な取引が行われる必要がある法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(8) ETF特例第7条第1項第2号fの(b)のイの規定による同fの(a)のイ、ニ及びト並びに同fの(b)のロに定める事項についての審査は、(1)から(5)まで及び(7)に定めるところにより行う。

2 ETF特例第7条第1項第2号i（同条第2項第1号による場合を含む。）に定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次のaからdまでに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。

a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する

事項が注記されていないこと。

- b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」が記載されていること又は監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。
 - c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間の末日において純資産の額が正でない状態でないこと。
 - d その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。
- (2) 次の a から e までに掲げる事項その他の事項から、カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制その他の体制が管理会社において適切に整備されていると認められること。
- a カウンター・パーティー等の適切な選定基準が整備されていること。
 - b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。
 - c カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。
 - d カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。
 - e 管理会社又はその関係者がカウンター・パーティー等に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。
- 3 ETF特例第7条第1項第2号jの(b)(同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- (1) 監査報告書(最近1年間(「最近」の計算は、基準特定期間(有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する特定期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合
 - (2) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が適当と認める場合
(平成24.3.12、令和2.11.1、3.3.1、4.4.4、5.3.13、6.4.1変更)

第9条 削除

(平成24.3.12変更)

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第10条 有価証券上場規程第402条本文の規定は、ETF特例第9条第2項第1号及び第2号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

- 2 ETF特例第9条第2項第1号及び第2号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) ETF特例第9条第2項第1号aの(c)及び同項第2号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b 本店所在地の変更
- c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

(2) ETF特例第9条第2項第1号aの(m)、同項第2号aの(i)及び同号cの(g)に掲げる事項

当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) ETF特例第9条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

投資信託又は外国投資信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

3 有価証券上場規程施行規則第501条第5項の規定は、ETF特例第9条第2項第1号fの(c)に規定する純資産の額が正でない状態について準用する。

4 ETF特例第9条第2項第1号fの(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこととは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

5 ETF特例第9条第2項第1号fの(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。

6 ETF特例第9条の2第1項第2号及び第3号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(平成23.4.1、24.3.12、令和2.11.1、4.4.4変更)

(書類の提出等の取扱い)

第11条 ETF特例第10条第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。

2 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号及び第4号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ETF特例第9条第2項第1号aの(a)に掲げる事項

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、aに掲げる書類の提出を要しないものとする。

- a 目論見書について、作成後直ちに
- b 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(2) ETF特例第9条第2項第1号aの(c)に掲げる事項

- 変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類について、変更確定後直ちに
- (3) 代表者の異動その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
- (4) 有価証券上場規程施行規則第422条に規定する事項
外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに
- 3 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFに限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第1号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号、第3号b及び第6号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (1) ETF特例第9条第2項第2号aの(a)に掲げる事項
次のa及びbに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、aに掲げる書類の提出を要しないものとする。
a 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに
b 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく
- (2) ETF特例第9条第2項第2号aの(d)に掲げる事項
合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに
- (3) ETF特例第9条第2項第2号aの(e)に掲げる事項
次のa及びbに掲げるところにより行う。
a 決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに
b 変更後の規約又はこれに類する書類について、変更後直ちに
- (4) 基準日の設定
決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに
- (5) 代表者の異動その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
- (6) 有価証券上場規程施行規則第422条に規定する事項
外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに
- 4 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。
- (1) 外国ETFにあつては、12月末日現在の預託口数（指定振替機関に預託されている外国ETFに係る証券の数量をいう。以下同じ。）及びを記載した書面

預託口数を把握後直ちに

- (2) ETF特例第9条第2項第1号bの(e)に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し
当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

- (3) 上場ETFに係る収益分配金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日（当該収益分配金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国ETFにあつては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の2日前（休業日を除外する。）の日（計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前（休業日を除外する。）の日）

- (4) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

- 5 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFに限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

- (1) 12月末日現在の預託口数を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

- (2) 上場ETFに係る分配金の見込金額を記載した書面

営業期間の末日（当該分配金を受ける者を確定するための期日として営業期間の末日と異なる日を定めるときは、当該異なる日。以下この号において同じ。）の2日前（休業日を除外する。）の日（営業期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間の末日の3日前（休業日を除外する。）の日）

- (3) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

（平成23.4.1、24.3.12、24.4.1、25.9.13、31.7.16、令和2.11.1、3.3.1、4.4.4変更）

（有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い）

第12条 削除

（令和4.4.4変更）

（代理人等の選定の取扱い）

第13条 有価証券上場規程施行規則第430条の規定は、ETF特例第12条の規定による選定について準用する。

（令和4.4.4変更）

（上場廃止基準の取扱い）

第14条 上場ETFに係る管理会社がETF特例第14条第1項第1号aからeまで、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当する場合において、上場ETFに係る管理会社から同条第1項第1号ただし書、同条第2項第1号ただし書又は同条第3項第4号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第4号に該当するものとして取り扱う。

- 2 上場ETFに係る信託受託者がETF特例第14条第1項第2号本文に該当する場合（同条第2項第2号による場合を含む。）において、上場ETFに係る管理会社から同条第1項第2号ただし書に規定する業務の

引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号又は同条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

3 ETF特例第14条第1項第3号a若しくはb、同条第2項第3号b又は同条第3項第5号bに該当することとなる投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更を行う場合において、上場ETFに係る管理会社又は外国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号、同条第2項第3号又は同条第3項第5号に該当するものとして取り扱う。

4 ETF特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定するカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合とは、カウンター・パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に定める日をいう。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあっては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等の場合にあっては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

(2) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、有価証券上場規程施行規則第50条第5項の規定は、純資産の額について準用する。

当該純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日

(3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合

監査報告書の場合にあっては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の場合にあっては、当該中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

(4) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった場合

事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった日

(5) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された日又は停止されることが確実となった日

(6) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行った日又はこれに準ずる状態になった日

(7) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失

当該組入有価証券又は当該組入債権に係る期限の利益を喪失した日

(8) その他カウンター・パーティーの財務状況が急激に悪化したと当取引所が認める場合

当取引所がその都度決定する日

- 5 ETF特例第14条第1項第3号bの2の(b)に規定するカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合とは、同第6条第6項に規定する報告書において、第6条第3項第1号に規定する管理体制が記載されなくなった場合その他当該管理体制を確認できなくなった場合をいう。
- 6 ETF特例第14条第1項第3号cの(a)の規定の適用については、上場ETFに係る管理会社から適格機関投資家以外の者を指定参加者とするについて決定した旨の報告を書面で受けたときは、同(a)に該当するものとして取り扱う。
- 7 ETF特例第14条第1項第3号cの(b)の規定の適用については、上場ETFに係る管理会社から指定参加者に適格機関投資家以外の者が含まれることとなった日から1か月を経過する日までに適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなった旨の書面による報告がなかったときは、同(b)に該当するものとして取り扱う。
- 8 ETF特例第14条第1項第3号dの規定の適用については、上場ETFに係る管理会社から指定参加者が2社未満となった日から6か月を経過する日までに指定参加者が2社以上となった旨の書面による報告がなかったときは、同dに該当するものとして取り扱う。
- 9 ETF特例第14条第1項第3号e（同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。
- (1) ETF特例第14条第1項第3号eに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

- A 上場ETF一口あたりの純資産額の前月比と特定の指標の前月比の共分散
- B 上場ETF一口あたりの純資産額の前月比の標準偏差
- C 特定の指標の前月比の標準偏差

(1)の2 ETF特例第14条第1項第3号eの規定について、相関係数が0.9未満となるかどうかの審査は、12月末日を基準日として毎年行うものとする。

(2) 第1号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日（前号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

- D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額
- E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

(3) 前号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額及び前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額については、第1号に規定する相関係数が0.9未満となるおそれがある場合には、収益分配金又は分配金を勘案するものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人）が上場ETFに係る受益権又は投資口の併合又は分割を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(5) 第1号に規定する特定の指標の前月比は、最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間）の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日（第2号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、当月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合において、当該日）における当該特定の指標の終値

G 前月末日（第2号に規定する前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、前月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合において、当該日）における当該特定の指標の終値

(6) ETF特例第14条第1項第3号eに規定する1年以内に0.9以上とならないときは、相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査において相関係数が0.9以上とならないときをいう。

(7) 前号の相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査における第2号及び第5号の適用については、第2号及び第5号中「最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間）」とあるのは、「相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月まで」とする。

(8) 第6号の相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査において相関係数が0.9以上となった場合で、当該審査後に実施する審査における第2号及び第5号の適用については、第2号及び第5号中「最近60か月（「最近」の計算は、直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間）」とあるのは、「相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日の属する月から直前の基準日までのうち最近60か月（「最近」の計算は、直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間）」とする。

(9) 第2号及び第5号（前2号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する計算期間は、上場ETFに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難となったと当取引所が認めた月を除き、さかのぼるものとする。

(10) ETF特例第14条第1項第3号eの規定は、上場後2年未満の銘柄については、適用しない。

10 有価証券上場規程施行規則第601条第10項の規定は、ETF特例第14条第1項第3号h（同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。）に規定する施行規則で定める場合について準用する。

- 11 ETF特例第14条第1項第3号i（同条第2項第3号aによる場合を含む。）に規定する上場ETFに係る投資信託契約（外国ETFにあつては上場ETFに係る信託契約。以下この項において同じ。）の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場ETFに係る管理会社から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号（同条第2項第3号aによる場合にあつては、同号）に該当するものとして取り扱う。
- 12 ETF特例第14条第3項第1号及び第3号の規定の適用については、上場ETFに係る外国投資法人から解散又は終了の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けたときは、同項第1号又は第3号に該当するものとして取り扱う。
- 13 ETF特例第14条第3項第2号に規定する法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合とは、上場外国投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

（平成24.3.12、令和2.11.1、4.4.4、5.3.13、6.4.1変更）

（上場廃止日の取扱い）

第15条 ETF特例第16条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場ETFの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) ETF特例第14条第1項第3号i（同条第2項第3号aによる場合を含む。）に該当する上場ETF（次号に掲げる上場ETFを除く。）

投資信託契約又は信託契約が終了となる日の前日（休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前（休業日を除外する。）の日）。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- (1)の2 信託の併合によりETF特例第14条第1項第3号i（同条第2項第3号aによる場合を含む。）に該当する上場ETF

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (2) ETF特例第14条第2項第3号e及び同条第3項第5号eのうち、上場ETFに係る管理会社が受益証券の不正発行を行った場合（外国投資証券に該当する上場外国ETFにあつては、当該上場外国ETFに係る外国投資法人が外国投資証券の不正発行を行った場合）に該当する上場ETF

上場廃止の決定後遅滞なく

- (3) ETF特例第14条第1項第3号k、同条第2項第3号e又は同条第3項第5号eに該当することとなった上場ETF（前号に該当するものを除く。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

- (4) ETF特例第14条第3項第1号又は第2号に該当することとなった上場ETF（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は当該銘柄に係る外国投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

- (5) ETF特例第14条第3項第3号に該当することとなった上場ETF

終了となる日の前日（休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる

日の2日前（休業日を除外する。）の日）。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(6) 前各号のいずれにも該当しない上場ETF

当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(平成31.7.16変更)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第16条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ETFをETF特例第17条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第9号、第10号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

- (1) ETF特例第14条第1項第1号本文若しくは第2号本文（同条第2項第2号による場合を含む。）、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当した場合
- (2) 上場ETFに係る管理会社がETF特例第14条第1項第3号a又はbに該当することとなる投資信託約款の変更に関する決定を行った場合
- (3) 上場ETFに係る管理会社がETF特例第14条第2項第3号bに該当することとなる信託約款又はこれに類する書類の変更に関する決定を行った場合
- (4) 上場ETFに係る外国投資法人がETF特例第14条第3項第5号bに該当することとなる規約又はこれに類する書類の変更に関する決定を行った場合
- (4)の2 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定する猶予期間の最終日まで同(a)前段に該当しなくなったことが確認できない場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。）
- (4)の3 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号bの2の(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。）
- (5) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号cの(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (6) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (7) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号e（同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (8) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合
 - a 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
 - b 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (9) 上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、外国投資法人）が、ETF特例第14条第1項第3号gの(a)前段若しくは同号gの(b)前段に該当する場合（同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。）又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合
- (10) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号h（同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aに

- よる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (11) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号jに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - (12) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第2項第3号c又は同条第3項第5号cに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - (13) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第2項第3号d又は同条第3項第5号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - (14) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第1項第3号k、同条第2項第3号e又は同条第3項第5号e(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - (15) 上場ETFの銘柄がETF特例第14条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- 2 当取引所は、ETF特例第22条において準用する有価証券上場規程第605条の規定により上場廃止申請が行われた上場ETFを、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄(確認中)に指定する。
- 3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (1) 第1項第1号から第4号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当する場合
当取引所が上場ETFに係る管理会社又は外国投資法人から書面による報告を受けた日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この項において同じ。)
 - (2) 第1項第4号の2に該当する場合
ETF特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定する猶予期間の最終日の翌日
 - (3) 第1項第4号の3及び第1項第9号から第15号までのいずれかに該当する場合
当取引所が必要と認めた日
 - (4) 第1項第7号に該当する場合
相関係数が0.9未満となった日の翌日
 - (5) 第1項第8号に該当する場合
第1項第8号aに該当した場合は、当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時とし、第1項第8号bに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。
 - (6) 前項に規定する上場廃止申請が行われた場合
上場廃止申請が行われた日
- 4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合
当該書面による報告を受けた日の当取引所がその都度定める時
 - (2) 前項第2号から第6号までに掲げる場合
当取引所がその都度定める時

(平成24.3.12、26.12.1、令和4.4.4変更)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第17条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合には、ETF特例第18条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETFを整理銘柄に指定することができる。

- (1) ETF特例第14条第1項第1号、第2号又は第3号aからhまで若しくはj又はkのいずれかに該当する場合(第15条第2号に該当する場合を除く。)
- (2) ETF特例第14条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合(第15条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)
- (3) ETF特例第14条第3項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合(第15条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)
- (4) ETF特例第22条において準用する有価証券上場規程第605条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

(平成26.12.1、令和4.4.4変更)

(上場に関する料金の取扱い)

第18条 ETF特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場審査料

ETFの新規上場を申請しようとする管理会社(外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、管理会社及び外国投資法人)は、上場審査料として

50万円を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(2) 新規上場料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 内国ETFにあつては、純資産総額の万分の0.75

aの2 前aの規定にかかわらず、ETF特例第8条の2第1項の規定の適用を受けて上場する内国ETFにあつては、当該内国ETFの純資産総額から、上場廃止となった内国ETF(上場廃止となった内国ETFが複数ある場合には、上場廃止前の売買最終日における純資産総額が最も大きい内国ETFに限る。)の上場廃止前の売買最終日における純資産総額を控除した額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、1,000万円を超える場合には1,000万円とする。

b 外国ETFにあつては、預託口数に係る純資産総額(預託口数に、一口あたりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。)の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

c 新規上場料の計算は、次の(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 内国ETFにあつては、各ETFごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。

(b) 外国ETFにあつては、各ETFごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準

とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

d 新規上場料は、当該ETFの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 追加信託時又は追加発行時の追加上場料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 内国ETFにあつては、追加信託総額の万分の0.75

b 外国ETFにあつては、預託口数に係る追加信託総額又は追加発行総額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

c 追加信託時又は追加発行時の追加上場料の計算は、次の(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 内国ETFにあつては、毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして計算するものとする。

(b) 外国ETFにあつては、毎年12月末日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額又は追加発行総額とみなして計算するものとする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

d 当該基準とした日の属する月の3か月後の月の末日までに支払うものとする。

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の(a)又は(b)に掲げる金額にTDnet利用料として9万6千円を加算した金額とする。

(a) 内国ETFにあつては、純資産総額の万分の0.75

ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5に相当する金額に7,500万円を加算した金額

(b) 外国ETFにあつては、預託口数に係る純資産総額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

b 年間上場料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) 内国ETFにあつては、各ETFごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における純資産総額を基準とする。

(b) 外国ETFにあつては、各ETFごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

る。

(c) T D n e t 利用料は、各管理会社ごとに計算するものとする。ただし、株式会社東京証券取引所に上場するETFの管理会社については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

c 有価証券上場規程施行規則第710条第1項の規定は、支払期日について、同条第5項、第7項、第10項及び第11項並びに第711条の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

2 第10条第6項の規定は、前項の純資産総額（外国ETFにあつては、一口あたりの純資産額）について準用する。

3 有価証券上場規程施行規則第717条の規定は、第1項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

（平成25.9.13、26.12.1、令和2.11.1、4.4.4、7.4.1変更）

（テクニカル上場時の引継ぎの取扱い）

第19条 ETF特例第21条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ETF特例第13条の規定において準用する有価証券上場規程第504条から第506条まで

(2) 第14条第10項の規定において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第8項

（平成26.12.1追加、令和4.4.4変更）

付 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年7月15日から施行する。

（NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る取扱い）

第2条 施行日において現に上場されているNEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る管理会社は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定める期日までに当取引所に提出するものとする。

(1) 1月1日から12月末日までの1年間における1日平均の上場受益権口数（以下「平均上場受益権口数」という。）及びその明細を記載した書面 翌年1月10日

(2) 1月から6月まで及び7月から12月までの各期間における追加信託により増加した上場受益権口数を記載した書面 7月10日及び翌年1月10日

2 施行日において現に上場されているNEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る管理会社が当取引所に支払う追加信託時の追加上場料及び年間上場料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 追加信託時の追加上場料

受益権1口につき 1銭3厘

(2) 年間上場料

平均上場受益権口数のうち、

a 1,000万口以下の口数につき 7万5千円

b 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき

200万口以下を増すごとに 6千円

- c 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき 400万口以下を増すごとに 6千円
- d 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき 1,000万口以下を増すごとに 6千円
- e 2億口を超え10億口以下の口数につき 1億口以下を増すごとに 6千円
- f 10億口を超え20億口以下の口数につき 2億口以下を増すごとに 6千円
- g 20億口を超える口数につき 4億口以下を増すごとに 6千円

(令和2.11.1変更)

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成31年7月18日以後に計算期間の末日が到来する上場ETFから適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第8条第2項第1号及び第14条の規定の適用については、

なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(変更)

[平成7.5.29、7.12.7、8.1.1、8.4.1、9.6.1、10.2.9、10.5.1、10.7.1、10.6.22、10.10.23、10.12.1、10.12.15、11.2.1、11.9.1、11.12.1、12.4.1、12.6.1、12.7.1、12.7.17、12.9.4、12.11.30、13.1.6、13.4.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、17.1.1、17.2.1、17.6.20、19.9.30、20.1.4、21.11.9、21.11.16、22.7.15(全部変更)、23.4.1、24.3.12、24.4.1、25.9.13、26.12.1、令和元.5.1、平成31.7.16、令和2.11.1、3.3.1、4.4.4、5.3.13、6.4.1、7.4.1]

第1号様式 内国ETF上場契約書

ETF上場契約書

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
会 社 名 _____ 印
代 表 者 の
役 職 氏 名 _____ 印

_____（以下「会社」という。）は、_____を上場
するについて、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社が上場申請し、上場されるETF（以下「上場ETF」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場ETFに対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

（令和元. 5. 1変更）

第2号様式 外国ETF上場契約書

ETF上場契約書

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
会社名 _____
代表者の
役職署名 _____

_____（以下「会社」という。）は、_____を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社が上場申請し、上場されるETF（以下「上場ETF」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場ETFに対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場ETFに関する会社と取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

（令和元. 5. 1変更）

第3号様式 新規上場申請に係る宣誓書（内国ETF）

新規上場申請に係る宣誓書（ETF）

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
会社名 _____ 印
代表者の
役職氏名 _____ 印

_____は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への_____
_____の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 新規上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

（令和元. 5. 1変更）

第4号様式 新規上場申請に係る宣誓書（外国ETF）

新規上場申請に係る宣誓書（ETF）

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
会 社 名 _____
代 表 者 の _____
役 職 署 名 _____

_____は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への
_____の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 新規上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

（令和元. 5. 1変更）